

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関)

様

(請求者)
住所又は居所
〒
(ふりがな)
名前
電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 窓口来所による開示の実施を希望する。
<実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付
<実施の希望日> 年 月 日
(※請求日から約 3 週間後を目安に記載してください。)
イ 写しの送付を希望する。

3 法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

請 求 者 の 区 分	☐ 本人の法定代理人 ☐ 本人の任意代理人
本人（開示対象者）	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
	住所又は居所 (ふりがな) 名前

注1 請求の際は、請求者本人であることを示す書類の提示又は提出が必要です。
注2 法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
注3 実施の方法は実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

本人確認等（※次のチェック欄は、職員が記入します。）

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、住民基本台帳カード（注）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を**提示し、又は提出してください。**

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

次のうちいずれか 1 点

- ☐ 運転免許証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他の本人であることを証する書類（ ）

(2) 送付による開示請求の場合

この請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)にある本人確認書類のコピーに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限りです。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、コピーしたものの提出は認められません。

※個人番号カードのコピーを提出する場合は、表面のみコピーしてください。

※住民票の写しに個人番号（マイナンバー）の記載がある場合、黒塗りしてください。

次の書類（（１）の書類と併せて提出）

- 住民票の写し等

代理人による開示請求の場合は、上記（１）又は（２）の書類に併せて次の書類が必要です。

法定代理人の場合

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもの）に限り、を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、コピーしたものの提示又は提出は認められません。

＜未成年者の法定代理人の場合＞

次のうちいずれか 1 点

- ☐ 戸籍謄抄本 ☐ その他法定代理人であることを証する書類（ ）

＜成年被後見人の法定代理人の場合＞

次のうちいずれか 1 点

- ☐ 登記事項証明書 ☐ その他法定代理人であることを証する書類（ ）

任意代理人の場合

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。

ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し1つに限り発行される書類のコピーを併せて提出してください。なお、委任状は、そのコピーによる提出は認められません。

＜本人の委任による代理人の場合＞

次のうちいずれか 1 点

- ☐ 委任状（原本）及び添付書類（上記①又は②）
☐ その他本人の委任による代理人であることを示す書類（ ）